

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
1	実施方針	3	第1	1	5)			「パン、ご飯の残食は、選定事業者が回収すること。残食回収に必要な袋等は事業者が準備すること」とありますが、配膳業務は運営業務に含まれておりません。現在の運用方法でも結構ですのでご飯、パンの回収方法をご教示ください。	学校においてクラスごとにご飯・パンの残食をビニール袋にまとめ、コンテナに入れます。
2	実施方針	3	第1	1	5)			パン、ご飯の廃棄に関する費用については、本事業費に含まれているという認識で宜しいでしょうか。	町で処分するため、含まれておりません。
3	実施方針	3	第1	1	5)	エ		『パン、ご飯の残食は、選定事業者が回収すること』と記載がありますが牛乳については学校側での廃棄という理解で宜しいでしょうか。	ご認識の通りです。
4	実施方針	4	第1	1	6)	ウ		「町は、設計工事監理事業者及び建設請負事業者に給食センター施設整備に係る対価を支払い、～具体的な支払方法、支払い時期については、後日公表する事業契約（案）において示す。」とありますが、施設整備に係る対価について、施設引き渡しまでの分割又は一括払いとなるのか、又は事業期間中の分割払いとなるのかご教示下さい。	分割払いを想定しております。詳細は募集要項等公表時に示します。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
5	実施方針	4	第1	1	6)	ウ		「町は、設計工事監理事業者及び建設請負事業者に給食センター施設整備に係る対価を支払い、～具体的な支払方法、支払い時期については、後日公表する事業契約（案）において示す。」とありますが、施設整備に係る対価について、施設引き渡しまで分割又は一括払いとなるのか、又は事業期間中の分割払いとなるのか、お示し願います。	No4と同じ。
6	実施方針	4	第1	1	6)	ウ		事業者の収入について、「具体的な支払方法、支払時期については、後日公表する事業契約書（案）において示す」とありますが、維持管理運営期間における物価変動による対価の改定方法も示されるものと考えてよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
7	実施方針	4	第1	1	7)	イ		事業終了期間が7月末であるのは、学校の夏休み期間を考慮し、事業終了後の引継を実施するためでしょうか。	ご認識の通りです。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
8	実施方針	4	第1	1	7)			施設の引渡しが2026年6月末からとなりますが、施設の維持管理・運営期間は2026年9月からとなっております。6月末の引渡しから維持管理業務の契約行為が発生するという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。なお、実施方針P4/第1/1/7)事業スケジュール(予定)/施設の維持管理・運営期間は、2026(令和8)年9月～ではなく、7月～とします。募集要項等公表時に訂正します。
9	実施方針	4	第1	1	7)			文中「必要に応じて選定事業者の意見を聞きながら、町が事業期間内に対応を決定する」とあり、かつ表中「施設の維持管理・運営期間」が「2026(令和8)年9月～」となっていますが、通例、夏休み明けは8月下旬から学校が再開することから、学校の再開に合わせた供用開始を想定されているとの理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
10	実施方針	5	第1	2	1)	アイ		特定事業を選定しない場合について具体的な基準をご教示いただけますか。	特定事業の選定は、予定通り行われる状況ですが、特定事業の選定の有無による事業への影響はありません。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
11	実施方針	6	第2	2				「選定に係る手順及びスケジュール（予定）」において、プレゼン・ヒアリングは想定されていますか。ご教示ください。	プレゼン・ヒアリングは、実施を予定しています。詳細は、提案書類受付後に、通知することを予定しています。
12	実施方針	8	第2	2	11)			「優先交渉権者の決定及び公表」～審査基準のお示しがありません。ご教示願います。	審査基準に関しては、募集要項等公表時に示します。
13	実施方針	8	第2	2	11)			「優先交渉権者の決定及び公表」～審査基準のお示しがありません。ご教示願います。	No12と同じ。
14	実施方針	8	第2	2	11)			『優先交渉権者の決定及び公表』についてですが、審査基準があれば、ご教示願います。	No12と同じ。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
15	実施方針	8	第2	2	12)			「基本協定」「事業契約」等の説明がありますが、町と全ての構成事業者が当事者になるものと理解して宜しいでしょうか。また、設計業務、工事監理業務、建設業務、維持管理業務、運営業務の契約はそれぞれさらに個別の請負又は委託契約書があるという認識でよろしいでしょうか。それとも「事業契約」とは各業務の契約を指すものでしょうか。ご教示ください。	ご認識の通りです。契約は、基本協定、事業契約、設計工事請負契約、維持管理・運営委託契約を締結します。設計業務、工事監理業務、建設業務は、設計工事請負契約を、維持管理業務と運営業務は、維持管理・運営委託契約の締結を予定しています。
16	実施方針	8	第2	2	12)	ウ		契約の本数とその契約名称をご教授いただけますでしょうか。	No15と同じ。
17	実施方針	9	第2	3	1)			ア：構成する事業者は代表する事業者から直接業務を受託・請け負うものとする。 オ：代表事業者：構成事業者の中で応募手続きを行い、町との対応窓口となる一事業者。 カ：構成事業者：特定事業を担当する企業をいい、応募者を構成する法人で町と直接契約を締結する事業者。とありますが、代表事業者の位置づけは、町との対応窓口となり、直接業務を受託・請け負い、特定事業を構成事業者と契約する者という認識でよろしいでしょうか。	「ア：構成する事業者（以下「構成員」という。）は代表する事業者から直接業務を受託・請け負うものとする。」は誤植で「ア：構成する事業者（以下「構成事業者」という。）は、町から直接業務を受託・請け負うものとする。」と募集要項時に修正します。町と直接契約するのは構成事業者となります。代表事業者は、町との契約を含めた対応窓口とご理解ください。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
18	実施方針	9	第2	3	1)	アオカ		ア：構成する事業者は代表する事業者から直接業務を受託・請け負うものとする。 オ：代表事業者：構成事業者の中で応募手続きを行い、町との対応窓口となる一事業者。 カ：構成事業者：特定事業を担当する企業をいい、応募者を構成する法人で町と直接契約を締結する事業者。とありますが、代表事業者の位置づけは、町との対応窓口となり、直接業務を受託・請け負い、特定事業を構成事業者と契約する者という認識でよろしいでしょうか。	No17と同じ。
19	実施方針	9	第2	3	1)	ア・カ		アには「構成員は、代表事業者から直接業務を受託・請け負うもの」とあり、カには「町と直接契約を締結する」とありますが、どちらでしょうか。またアの場合、代表事業者は町との契約のみとの理解でよろしいでしょうか。	No17と同じ。
20	実施方針	9	第2	3	1)			アでは、「構成する事業者（以下「構成員」という。）は、代表事業者から直接業務を受託・請け負うものとする」と定義されており、カでは「構成事業者：特定事業を担当する企業をいい、応募者を構成する法人で町と直接契約を締結する事業者」とあります。構成員は構成事業者と協力事業者の2形態があると存じますが、構成事業者は町と契約するのでしょうか。それとも代表事業者と契約するのでしょうか。	No17と同じ。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
21	実施方針	9	第2	3	1)			地元企業として審査上の加点の対象となるのは、亶理町内に本社を置く企業でしょうか、それとも宮城県内に本社を置く企業でしょうか。構成員の組成に大きくかわるため、募集要項公表時ではなく、今回の実施方針等に関する質問・意見に対する回答公表でお示しください。	宮城県内に本社を置く企業より、亶理町内に本社を置く企業が審査上の加点の対象となることを想定しています。詳細は、募集要項等公表時に示します。
22	実施方針	9	第2	3	1)	ア		代表事業者がそれぞれの構成員へ発注するスキームとなるのでしょうか。	No17と同じ。
23	実施方針	9	第2	3	1)	イ		施設整備業務内にて『オ) 調理設備調達・設置業務』『カ) 食器・食缶等調達業務』。維持管理業務内として『エ) 調理設備保守管理業務』『オ) 食器・食缶等保守管理・更新業務』がありますが、調理設備および食器食缶等の調達、維持管理業務を担当する調理設備企業は構成員ではなく、協力事業者という理解でしょうか。	施設整備業務を担当する調理設備事業者は構成事業者とします。維持管理業務の保守管理・更新業務を担当する調理設備事業者の構成事業者、協力事業者の判断は事業者の提案に委ねます。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
24	実施方針	9	第2	3	1)	ウ		工事監理事業者と建設事業者が同一企業不可について、設計事務所、工事監理事業者、建設事業者については複数社のJVを検討しており、工期や維持管理の観点から、国土交通省で認定されている特許工法を採用したいと考えております。その場合、設計、工事監理、建設工事を同一企業で行わないといけません。特許工法であれば工事監理事業者と建設事業者が同一企業でも良い等の参加要件にして頂くことは可能でしょうか。	事業期間後のメンテナンスについても様々な企業が対応できるような提案であれば可とします。また、工事監理は、同じ企業内で対応いただいても構いませんが、第三者から見て公正に施工等がなされているかの視点から、別事業者の関与を求めます。
25	実施方針	10	第2	3	2)	ア		令和5・6年度亘理町の入札参加資格者名簿に記載されていない事業者は、「亘理町一般競争（指名競争）入札参加資格審査（更新・新規）申請要領にある提出書類を2024年3月の参加表明書等の受付で提出すればよいという認識でよろしいでしょうか。	令和5・6年度亘理町入札参加資格者名簿に記載のない事業者が構成事業者となる場合については、亘理町一般競争（指名競争）入札参加資格審査（更新・新規）申請要領にある必要書類を、令和6年2月1日から2月15日の間に教育総務課に提出いただき、3月上旬に結果通知をすることとなります。
26	実施方針	10	第2	3	2)	ア		「記載のない事業者は、以下の書類を提出」とありますが、「以下」とは「亘理町一般競争（指名競争）入札参加資格審査（更新・新規）申請要領」のことでしょうか。また提出する時期は、いつのタイミングでしょうか。	No25と同じ。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
27	実施方針	10	第2	3	2)	ア		「なお、記載のない事業者は、以下の書類を提出すること。書類書類の詳細は、亶理町一般競争（指名競争）入札参加資格審査（更新・新規）申請要領を参照すること。」とありますが、現段階で業者登録していない企業も指定資料を準備すれば参加が可能という認識でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
28	実施方針	10	第2	3	2)	ア		構成員の参加資格要件として、入札参加資格者名簿に記載されていない事業者（その他に該当）は、参加表明書等の受付時に必要書類を提出する形でよろしいでしょうか。もしくは事前に財政課管財班様へ一般競争入札参加資格審査申請を行う必要がありますでしょうか。	No25と同じ。
29	実施方針	10	第2	3	2)	ア		入札参加資格者名簿に記載のない構成事業者がいる場合、入札参加資格審査申請に要する日数をご教示ください。	2週間程度必要となります。令和5・6年度亶理町入札参加資格者名簿に記載のない事業者が構成員となる場合については、亶理町一般競争（指名競争）入札参加資格審査（更新・新規）申請要領にある必要書類を令和6年2月1日から2月15日の間に教育総務課に提出いただき、3月上旬に結果通知をすることとなります。
30	実施方針	11	第2	3	2)	オ	イ)	事業を実施するために必要な有資格者等を配置とありますが、施設への常駐を求めるものではないという理解でよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
31	実施方針	13	第2	4				参加表明書提出以降における構成員の変更について、妥当と判断できる具体的な例をご教示ください。	事象により協議・判断いたします。
32	実施方針	13	第2	4	1)			「町は、提案書類等の審査を行うため、「亘理町立学校給食センター整備運営事業 事業者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）を設置する。」とありますが、想定される委員についてご教示ください。	募集要項等公表時に示す予定です。
33	実施方針	13	第2	4	3)			応募グループが1グループでも事業者選定は行われるのでしょうか	応募グループが1グループの場合においても、参加表明書等の審査を経て提案書・プロポーザル（プレゼン）の後優先交渉権者の決定をします。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
34	実施方針	13	第2	4	3)			公的財政負担の縮減の達成が見込めない場合の具体的な基準等をご教示ください。	公的財政負担の縮減が見込めるため、DBO方式を採用しております。
35	実施方針	15	第4	1				インフラ条件等について、上・下水道未整備と記載ありますが、給水、下水のインフラ敷設は、前面道路かつ、宅内までの敷設は設計段階に協議をした上で、町側で実施されると考えて良いでしょうか。又は、前面道路までは町で行い、引き込みは事業者で行いますか。	現在敷設済みとなっている上下水道を延伸し当該予定建物へ接続する部分についても、本事業の建設事業に含みます。 また電気の引き込みの手配についても本事業に含むものとして提案願います。
36	実施方針	15	第4	1				同じく、雨水の排水方法は敷地境界排水側溝を利用し、排水するなど、その方法をご教示ください。	道路側溝を利用した雨水排水処理で計画してください。 町（施設管理課）へ道路法24条工事の申請が必要となります。
37	実施方針	15	第4	1				用途地域指定区域外ですが、日影規制（高さが10mを超える建築物）はありますでしょうか。	日影規制（高さが10mを超える建築物）はありません。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
38	実施方針	15	第4	2				冬期間の除雪などの考慮について、除雪車両格納庫の建屋を確保しますか。	事業者提案に委ねます。
39	実施方針	15	第4	3	2)			付帯施設諸室名にリフトと記載ありますが、具体的な室利用方法等ご教示ください。	リフトは誤植のため削除します。2階建てを提案する場合で、必要な場合は、設置願います。
40	実施方針	19	別紙-1				15	「一定の金額」の記載について詳細をご教示ください。	募集要項等公表時に示します。なお、詳細については優先交渉権者との協議により、契約書内で取り決めることとします。
41	実施方針	19	別紙-1				16	「一定の金額」の記載について詳細をご教示ください。	No40と同じ。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
42	実施方針	19	別紙-1				17	「一定の範囲」の記載について詳細をご教示ください。	No40と同じ。
43	実施方針	19	別紙-1				17	物価変動リスクについて、「建設期間中における一定の範囲を超える資材物価変動に伴う事業者の費用の増減」とのリスク内容に対しては町側という理解で宜しいでしょうか。	工事請負契約書に物価変動の際の契約変更の方法を記載します。詳細は、募集要項等公表時に示します。
44	実施方針	19	別紙-1				17	物価変動に伴う事業者の費用の増減に対し、物価スライド条項を設定されるとの理解で宜しいでしょうか。その場合は算定方法及び算定の指標をご教示ください。	No43と同じ。
45	実施方針	19	別紙-1				17	維持管理運営期間における物価変動リスクの記載が御座いません。「維持管理・運営期間における一定の範囲を超える物価変動（インフレ・デフレ）に伴う事業者の費用の増減」等の記載を追記をお願いします。	ご指摘を踏まえて、維持管理運営期間中の物価変動リスクについて追記します。募集要項等公表時に示します。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
46	実施方針	19	別紙-1				17	建設期間中の物価変動による、契約変更について、上限の変更回数、算定式等についてお示し願います。	No43と同じ。
47	実施方針	19	別紙-1				17	事業期間中の物価変動による、維持管理、運営業務の契約変更について記載がございません。お示し願います（変更時の諸条件等）。	No45と同じ。
48	実施方針	19	別紙-1				17	物価変動リスクについて 現在想定されてます物価変動時に用いる算定の手法及び上限の変更回数等についてご教示願います。 (例：建設物価指数月報(建設物価調査会)など)	No43と同じ。
49	実施方針	19	別紙-1				17	事業期間における運営、維持管理業務の契約変更について記載がないために変更時の諸条件等を含めご教示願います。	No45と同じ。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案	
50	実施方針	19	別紙-1				17		事業期間中の物価変動による、維持管理、運營業務の契約変更について記載がございません。ご教示願います。	No45と同じ。
51	実施方針	20	別紙-1				32		用地リスクについて 事業用地の土壌汚染及び地中障害物などに関して事業者側の負担となり得る場合はどのような事項でしょうか	実施方針P20/別紙-1/用地リスクNo31に示す事象以外は、事業者負担とします。
52	実施方針	20	別紙-1				32		32. は町が公表したものまたは公表資料から合理的に予測できるものは事業者負担という考えでしょうか。	ご認識の通りです。実施方針P20/別紙-1/用地リスクNo31に示す事象以外は、事業者負担とします。
53	実施方針	21	別紙-1				44		維持管理・運営リスクにある修繕費コストリスクについて、事業者が当初に想定した修繕費が予想を上回ったことに関するものとありますが、事業期間内で予算計上した分から超過した分も町側で負担するという理解でよろしいでしょうか。	ご指摘を踏まえ、事業者側での負担と訂正します。

番号	資料名等	頁	第1	1	1)	ア	ア)	質問内容	回答案
54	実施方針	21	別紙-1				44	修繕費が予想を上回ったことに関するものと思いますが、町負担の場合の事象や費用等の定義はございますでしょうか。	No53と同じ。
55	実施方針	22	別紙-1				66	施設の性能確保リスクとして、事業終了時における施設の性能確保とはどの程度とするのか具体的にご教示ください。	要求水準書（案）P48/第4/1/11）業務期間終了時の対応をご参照ください。